

## 会派別 議案等賛否一覧表

議案等 [ ] 内は議案番号	会派名 ( ) 内は所属議員数	改革	民主	公	日	社	採
		ネット・自民 (20)	クラブ 仙台 (12)	明 党 (8)	本 共 産 党 (6)	民 党 (6)	
一般会計(第5号)[1]					×		可決
補正予算案 特別会計 ・都市改造事業(第3号)[2] ・国民健康保険事業(第1号)[3] ・老人保健医療事業(第1号)[4]・公債管理(第2号)[5] ・新墓園事業(第1号)[6]・介護保険事業(第1号)[7] 企業会計 ・下水道事業(第1号)[8]・自動車運送事業(第1号)[9] ・高速鉄道事業(第3号)[10]・水道事業(第1号)[11] ・ガス事業(第1号)[12]・病院事業(第1号)[13]						可決	
平成二十年度予算案 一般会計[14] 特別会計 ・国民健康保険事業[16]・後期高齢者医療事業[25] 特別会計 ・都市改造事業[15]・中央卸売市場事業[17] ・公共用地先行取得事業[18]・駐車場事業[19] ・公債管理[21]・母子寡婦福祉資金貸付事業[22] ・新墓園事業[23]・介護保険事業[24] 企業会計 ・下水道事業[26]・水道事業[29]・病院事業[31] 特別会計 ・老人保健医療事業[20] 企業会計 ・自動車運送事業[27]・高速鉄道事業[28] ・ガス事業[30]				×	×	可決	
条例制定案 後期高齢者医療に関する条例[32]					×	×	可決
条例改正案 職員定数条例[33]、学校条例[43]、学校給食センター条例[44]、国民健康保険条例[60] 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例[34]、市長等の給与に関する条例[35]、コミュニティ・センター条例[37]、心身障害者扶養共済制度条例[38]、介護保険条例の一部を改正する条例[39]、情報・産業プラザ条例[40]、建築基準法の施行に関する条例[41]、自転車等駐車場条例[42]、手数料条例[61]、保健所及び保健センター条例等[62] 特別会計条例[36]				×	×	可決	
その他議案 工事請負契約の締結に関する件(都市計画道路北四番丁大衡線(北山工区)(仮称)北山トンネル新設工事)[45]、指定管理者の指定に関する件(北六番丁市営住宅及びその共同施設等)[49]、包括外部監査契約の締結に関する件[50]、町の区域をあらたに画する件[51]、町の区域の変更に関する件[54]、土地開発公社の定款の変更に関する件[55]、市道路線の認定に関する件[56]、有料の道路の料金の変更に係る同意に関する件[57] 訴えの提起に関する件[46] 48] 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関する件[58]、人事委員会の委員の選任に関する件[63] 人権擁護委員候補者の推薦に関する件[59]				×		可決 同意 異議のないものと決定	
議員提出議案 議第1号 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例 議第2号 政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 議第3号 政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 意見書第1号 地方自治体の安定的財政運営と道路特定財源の確保を求めめる件				×		可決 可決 上記議案が可決されたことにより、議決不要 可決	

○：議案等に対して賛成 ×：議案等に対して反対

## 政務調査費制度を改正しました

仙台市議会では、平成 19 年 10 月に出された「政務調査費に関する検討会議」からの答申に基づき、同年 10 月に「政務調査費に関する条例等整備会議」を設置し、政務調査費制度に関する条例、施行規則、要綱の改正と取扱い手引書の作成に向けた協議を行ってまいりました。3 月 14 日に条例改正案を可決したほか、同月中に使用基準を定めた条例施行規則や交付についての要綱の改正、政務調査費取扱い手引書の作成を行い、平成 20 年 4 月 1 日より施行しました。

### ＜主な改正内容＞

交付額を会派所属議員一人あたり月額 38 万円から 35 万円に減額する。

政務調査費の支出については実費を原則とすることを明記し、政務調査費とそれ以外の経費を明確に区分しがたい場合は、従事割合その他合理的な方法により按分した額を支出額とする。

議長に提出する収支状況報告書には、領収書(1 件につき 1 万円を超えるもの)及び調査研究活動報告書を添付する。

人件費は、生計を一にする家族、親族の常勤雇用による経費は、政務調査費の対象外の経費とする。

事務所費は、自己所有建物や自宅を事務所に使用する場合には、賃料または賃料に相当する額を対象外とする。

会派での領収書等の書類保管期間を、議長への収支状況報告書提出期限の日から、3 年間とする。

改正後の条例・規則・要綱は、仙台市議会ホームページ(<http://www.gikai.city.sendai.jp/>)に掲載しています。

## 議員提案条例の紹介

今定例会では、議員提案による 2 件の条例が成立しました。

議第 1 号 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

平成 20 年度の報酬月額を議長は 5 万円、副議長は 4 万円、議員は 1 万 6 千円減額するもの。

議第 2 号 政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

交付額を一人あたり月額 38 万円から 35 万円に減額するとともに、議長に提出する収支状況報告書の支出額は実費を原則とし、領収書等の写し及び調査研究活動報告書を添付することとする等のもの。

### 意見書

《可決された意見書》

意見書第一号  
地方自治体の安定的財政運営と道路特定財源の確保を求めめる件  
提出先は、国会・内閣総理大臣ほかです。

### 請願

《継続審査となった請願》

第一号請願 家庭ごみ収集有料化の実施凍結を求めめる件  
請願者 区民要求を実現する青葉区民の会

第二号請願 家庭ごみ収集有料化の実施凍結を求めめる件

請願者 宮城野区区民要求実現連絡会

出浦 秀隆 外二 九五名

石井美恵子 外一 一六四名

第三号請願 家庭ごみ収集有料化の中止を求めめる件

請願者 区民要求の実現をめぐす太白区連絡会

郷右近 常泰 外六 一五五名

## 編集後記

今年度広報委員による最後の発行となりました。みなさまがご覧になる頃は桜の季節も終わり、若葉が鮮やかな時期かと思えます。

これまで、ポスターや市議会だよりに対するご意見をいただき、委員会として真剣に議論し、対応してまいりました。今後ともご意見をお寄せいただければ幸いです。

今年度は、仙台・宮城 DC が開催されます。全国から多くの方が来仙され、そのみなさまから「仙台はきれいですね」「美味しいですよ」等の評判が広がればと願うものです。議会を含めた仙台市全体が良い評価を受けられるよう、これからも頑張っていきたいと思います。

平成二十一年第二回定例会は、六月十一日から二十六日まで開会予定です